

## くむくむメンバーサービス 利用規約

### 第1条 (くむくむメンバー契約の内容)

株式会社ゼコー (以下「ゼコー」といいます。)は、くむくむメンバー申込者 (以下「お客様」といいます。)に対して、以下のサービスを提供いたします。

- ①お客様は、ゼコーが店舗に設置した給水機の水を、一日3本まで給水可能です。
- ②ウォーターサーバー (以下「サーバー」といいます。)の貸与をうけられます。

### 第2条 (くむくむメンバー契約の条件)

くむくむメンバー契約 (以下「本契約」といいます。)の締結にあたっては、お客様が以下の条件についていずれも満たすこととします。

- (1) ゼコーが指定する日本国内発行のクレジットカードに加入しており、同クレジットカードによる決済代行サービスなくむくむメンバーのサービス料金の決済に使用すること。
- (2) お客様に貸与するサーバーで使用するのは、くむくむメンバー給水機から供給される純水に限ること。

### 第3条 (本契約の成立)

- (1) 本契約は、以下の手順をもって成立するものとします。
  - ①お客様が本規約内容を承諾、同意した上で「くむくむメンバーサービス 申込書」(以下「申込書」といいます。)を記入、郵送する。
  - ②申込書がゼコーに届き次第、お客様へ内容確認の連絡を行う。
  - ③第2条1項で使用するクレジットカードの有効性の確認が取れ次第、お客様の指定する場所へサーバー、メンバーズカードの発送を行う。このサーバー、メンバーズカードをゼコーが発送した日を契約成立日 (以下「契約日」といいます。)とする。
- (2) お客様はサーバー、メンバーズカードの引き渡しを受けた日より、本契約に従ってサーバー、メンバーズカードを使用することができます。
- (3) お客様は、くむくむメンバーのサービス利用に当たっては、本契約の内容を確認し、その内容について同意するものとします。

### 第4条 (本契約のサービス期間)

- (1) 本契約のサービス期間はサーバー、メンテナンスカードの引き渡しを受けた日の翌月1日より開始します。(以下「くむくむメンバー開始月」といいます。)
- (2) お客様からの解約の申し出がない限り本契約は毎月自動更新されます。

### 第5条 (本契約のサービス料金)

- (1) 本契約のサービス料金 (以下「料金」といいます。)はくむくむメンバー開始月より発生いたします。
- (2) 「契約日」～「くむくむメンバー開始月」間の料金については発生いたしません。
- (3) お客様はゼコーに対して、くむくむメンバー開始月から本契約の終了日まで料金を毎月支払うものとします。
- (4) 課金日について、以下の通りとします。

課金日	くむくむメンバー開始月の1日以後毎月1日
-----	----------------------
- (5) 料金について、以下の通りとします。

月額料金	税抜2,000円 (税込2,160円)
------	---------------------
- (6) 料金は、1か月単位で計算し、日割計算しません。また、サーバーの有無にかかわらず料金は発生するものとします。
- (7) 料金のお支払いができなかった場合、ゼコーはお客様に対して当月中にゼコーが指定する口座に料金の振り込みを依頼します。または、翌月の決済時に未納分を合算してお支払いいただくものとします。振り込み時に発生する振り込み手数料についてはお客様負担とします。
- (8) 料金のお支払いがいただけない場合、第12条7項または第14条に則り対応いたします。
- (9) 消費税率の改訂があった場合、当該税率に応じた価格改定を行います。

### 第6条 (本契約の終了)

- (1) お客様が諸般の事情で本契約の解約をご希望される場合は、解約日の30日前までに下記番号までお電話にてご連絡ください。このお電話をゼコーが受電した日を「解約申請日」とします。
- (2) その後、サーバー、メンバーズカードがゼコーに返却されたことが確認された日 (以下「解約日」といいます。)をもって、本契約の終了とします。

株式会社ゼコー：0120-38-1477 (フリーダイヤル) ※受付時間 平日9:00～17:00
--
- (3) 解約日をもって課金処理を停止します。
- (4) 本契約は、いつでもゼコーからの解約ができるものとします。

### 第7条 (メンバーズカードの発行)

- (1) メンバーズカードは1契約につき1枚発行いたします。
- (2) メンバーズカードは、入会したお客様本人またはご家族のみが使用できます。
- (3) お客様はカード裏面の署名欄に自署するものとし、署名なきメンバーズカードを提示された場合は、ご本人であることを確認させていただくことがあります。
- (4) メンバーズカードの紛失・盗難が発生した場合、お客様は直ちにゼコーに連絡の上再発行の手続きを行うものとします。再発行にかかる費用は発生いたしません。
- (5) メンバーズカードは、解約時にゼコーに返却するものとします。

### 第8条 (サーバーの引渡し)

ゼコーはサーバーを、お客様の指定する住所に発送します。設置についてはお客様自身にて行っていただくものとします。

### 第9条 (遵守事項)

お客様は、くむくむメンバーズご利用にあたり、以下の事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) メンバーズカードは磁気発するものと一緒に保管しないこと。
- (2) 給水した水はお客様の責任において、衛生的に使用できるよう維持、管理、保管を行うこと。
- (3) サーバーを取扱説明書に従って使用すること
- (4) サーバーにくむくむメンバーズ専用4リットルボトル以外のボトルを接続しないこと

と

- (5) サーバーにくむくむメンバーズ給水機から供給される純水以外の水を利用しないこと
- (6) サーバーの転貸、占有者の変更、改造をしないこと
- (7) サーバーについて、年に1回ゼコーから送付されるセルフクリーニングキットを使用して、添付の説明書どおりにセルフクリーニングを実施してその衛生管理・補完を行うこと。
- (8) サーバーを善良な管理者の注意を持って使用、保管すること

### 第10条 (賠償責任)

- (1) お客様又は使用者が前条の遵守事項に反して水およびサーバーを利用したことによる損害について、ゼコーはいかなる責任も負わないものとします。
- (2) お客様が前条の事項を遵守した上でサーバーを利用したことによる、お客様の責任によらない損害については、ゼコーはお客様に対し料金の1年分24,000円を上限として損害賠償金を支払うものとします。
- (3) ゼコーの過失によらずサーバー、メンバーズカードを紛失・毀損し、それによりお客様に損害が生じた場合、お客様はゼコーに対し料金の1年分24,000円を上限として損害賠償金を支払うものとします。
- (4) 給水機が故障・システム障害により一時的に使用できない場合、ゼコーは早急な復旧に努めますが、使用不可期間の料金の返金など保障はいたしません。
- (5) お客様が前項を理由に解約をご希望される場合は、第11条2項に則り解約手数料を負担するものとします。

### 第11条 (サーバー、メンバーズカードの返却)

- (1) お客様はゼコーに対して、解約その他の理由により本契約を終了する場合、ゼコーの指定する方法で返却するものとします。返却に伴う梱包その他作業はお客様自身で行うものとします。
- (2) お客様都合によるくむくむメンバー開始月を含む12ヶ月目までの解約の場合、解約手数料10,000円をお客様が負担するものとし、解約申請日に課金処理を行うものとします。ただし、13ヶ月目以降の解約については、解約手数料はかからないものとします。
- (3) 解約申請日から1ヶ月を経過してもサーバー、メンバーズカードが返却されない場合、お客様はゼコーに対し1ヶ月毎4,000円の損害金を支払うものとします。
- (4) 解約申請日から3ヶ月を経過してもサーバー、メンバーズカードが返却されない場合、お客様はゼコーに対し、前項の損害金とは別に損害賠償の予定として24,000円を支払うものとします。
- (5) サーバー故障などによる機器交換時の返却についても、返却期限から3ヶ月を経過してもサーバーが返却されない場合、前項と同様とします。

### 第12条 (保守サービス)

- (1) ゼコーはお客様に対して、くむくむメンバー期間中にお客様または使用者の責任によらない事由によりサーバーに性能的障害が発生した場合、ゼコーの選択により、無償で修理または整備済のサーバーと取り替えを行います。
- (2) お客様または使用者の故意過失などによる場合は、有償にて修理またはサーバーの取り替えを行います。
- (3) メンバーズカードが磁気不良等で使用できなくなった場合は、無償で取り替えを行います。
- (4) 契約日より1年経過後に、ゼコーはお客様に対してセルフクリーニングキットをお送りします。(以降は初回送付日より1年経過後にセルフクリーニングキットをお送りします)
- (5) セルフクリーニングキットを用いたセルフクリーニングについてはお客様自身で行うものとします。
- (6) セルフクリーニングを行わず、サーバーを長期使用された際の衛生については清潔・安全な状態でのご利用が保証出来ません。セルフクリーニングを行わなかったことよって発生した損害について、ゼコーは一切責任を負いかねます。
- (7) 料金の延滞・未払がある場合は、セルフクリーニングキットの送付サービスが実施できない場合がございますのでご注意ください。

### 第13条 (反社会勢力排除事項)

- (1) お客様は、その役員 (取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいいます。)又は従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下「反社会的勢力等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとします。
  - ア 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - イ 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもち、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
  - エ 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - オ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) お客様には、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約していただきます。
  - ア 暴力的な要求行為
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - エ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - オ その他前各号に準ずる行為

### 第14条 (契約解除事項)

- (1) ゼコーは以下の場合には、事前の通知なくお客様に対してサーバー、メンバーズカード返却の上、契約の解除を求めることができるものとします。
  - ①本契約のいずれかの条項に違反した場合
  - ②料金を2回延滞し、かつゼコーからの支払いの督促に応じない場合
  - ③お客様が前条に定める反社会的勢力等に属し、又は関係を有することが判明した場合

合

- ④入会または変更の申し込みの際し、虚偽の申告があった場合
  - ⑤その他、ゼコーにおいて本サービスの利用が適当ではないと判断した場合
- (2) ゼコーは、本条に基づきゼコーが行った契約解除によりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第15条（個人情報の取扱い）

- (1) ゼコーは、以下の目的のためにお客様の個人情報を取得し利用することがあります。
- ①サービス等のお届け、料金の決済、お問い合わせへの対応、緊急時のご連絡および契約の維持・管理
  - ②ゼコーの商品やマーケティング、販売促進
- (2) ゼコーはサーバー、メンバーズカードの引き渡し、取引業務を外業者に委託することがあります。
- (3) 本条の定めその他に、ゼコーはお客様の個人情報を法令及び各種ガイドラインに従って管理します。
- (4) 住所、氏名、決済を行うクレジットカード情報等、お申込み時の情報に変更が生じた場合は、セルフクリーニングキット送付サービスの不実施、料金の未決済につながりますので速やかにゼコーにご連絡ください。

第16条（規約の変更・承認）

- (1) 当社は、本契約を変更しようとする場合には、変更の内容及び効力発生時期を明記し、効力発生日の相当期間前までに、当社ウェブサイトへの掲示又はその他の方法によりお客様に周知するものとします。
- (2) 前項による契約の変更について同意しないお客様は、効力発生日まで、本契約を解除することができます。その場合の処理は、本契約11条のとおりとします。
- (3) 本契約は、第1項の手続き完了後、効力発生日から、第1項で周知された内容により変更されるものとします。

第17条（管轄裁判所）

この契約に関する全ての係争についてはゼコーの本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所のみを専属的合意管轄裁判所とします。